○1号（認定こども園）利用者負担額（保育料）・副食代減免対象一覧表

月額　単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			養老町利用者負担額	副食代減免対象［小学校3年生までの子でカウント］		
				第1子	第2子	第3子
第1	生活保護世帯		0	減免	減免	減免
（減免）第2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課世帯含む）「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」		0	減免	減免	減免
第2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課世帯含む）		0	減免	減免	減免
（減免）第3	市町村民税所得割課税額	77,100円以下「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」	0	減免	減免	減免
第3	市町村民税所得割課税額	77,100円以下	0	減免	減免	減免
第4-1		77,101円以上 96,999円以下	0			減免
第4-2		97,000円以上 211,200円以下	0			減免
第5		211,201円以上	0			減免

○2号・3号（保育園等）利用者負担額（保育料）・副食代減免対象一覧表

月額　単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳以上児			
		養老町利用者負担額			副食費減免対象［小学校就学前までの子でカウント］		
		標準時間	短時間	標準・短時間	第1子	第2子	第3子
第1	生活保護世帯	0	0	0	減免	減免	減免
（減免）第2	市町村民税非課税世帯の「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」	0	0	0	減免	減免	減免
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	減免	減免	減免
（減免）第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満の「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,200	14,200	0	減免	減免	減免
第4-1	市町村民税所得割課税額48,600～57,700円未満	23,800	21,800	0	減免	減免	減免
（減免）第4-1 第4-2	市町村民税所得割課税額77,101円未満の「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免
★第4-2	市町村民税所得割課税額57,700～77,101円未満	23,800	21,800	0			減免
★第4-3	市町村民税所得割課税額77,101～97,000円未満	23,800	21,800	0			減免
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	27,100	25,100	0			減免
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	30,800	28,800	0			減免
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	35,100	33,100	0			減免
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	40,600	38,600	0			減免

○多子減免制度　対象となる階層区分に該当する世帯には、多子減免適用後の金額が記載されています。ご不明な点があれば養老町役場子ども課までお尋ねください。

★第4-2～第4-3	同一支給認定保護者が監護する18歳までの児童が3人以上おり、3人目以降が入園児童の場合、保育料・副食費無償化★【岐阜県第3子以降無償化事業】
第4-2階層以降	多子世帯で小学校就学前の児童で最年長者を第1子と計算し、入園児童が第2子の場合半額、第3子以降の場合無償化

★【岐阜県第3子以降無償化事業】該当する場合は、申請書の提出が必要です。

※保護者会費や教材費、行事費、バス送迎費など、対象とならない費用があります。